

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	全般	全角/半角, 改行位置, フォント, スペースの修正 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-8	当社記載ルールに基づく記載の適正化 (下線部参照) (旧) ●●のほかに・・・ (新) ●●の他に・・・	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-10, 14, 23, 25, 26, 87, 91, 148	1.8.1(2), 第1.8.1表, 添付資料1.8,1について, 以下のとおり適正化した。 (51条との記載統一) 【1.8.1(2), 第1.8.1表】 ・交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時において, 代替格納容器スプレイポンプを使用する対応手段に重大事故等対処設備として「代替所内電気設備」を追加 【1.8.1(2), 第1.8.1表, 添付資料1.8,1】 ・「高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水」に使用する以下の設備の位置付けを『重大事故等対処設備』→『重大事故等対処設備 (設計基準拡張)』へ見直し。 ・高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・余熱除去冷却器 ・燃料取替用水ビット ・ほう酸注入タンク ・非常用炉心冷却設備 配管・弁 ・非常用炉心冷却設備 (高圧注入系) 配管・弁 ・非常用炉心冷却設備 (低圧注入系) 配管・弁 ・1次冷却設備 ・原子炉容器	SA51条における整理結果を反映。
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-14, 26	ii. 重大事故等対処設備と自主対策設備 記載の適正化 (下線部参照) (旧) ●●は, 重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として位置付ける。 (新) <u>また</u> , ●●は, 重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として位置付ける。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-36	ii. 操作手順 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 第1.8.4図、1.8.5図 (新) 第1.8.4図及び1.8.5図	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-64	(c) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 使用には・・・ (新) 使用に際しては・・・	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-118	第1.8.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化 計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14 (添付資料1.14.15) に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-119, 121, 124, 126, 128, 130, 132, 134, 136	記載の適正化 概要図の凡例の表記を見直し (縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った)	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-146, 148, 149	記載の適正化 (下線部参照) 【添付資料1.8.1】 (旧) 「非常用取水設備」は「既設」 (新) 「非常用取水設備」は「既設, 新設」 「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設: 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室 新設: 貯留堰	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-149	記載の適正化 (下線部参照) 【添付資料1.8.1】 (旧) 「非常用炉心冷却設備 配管・弁」は「新設」 (新) 「非常用炉心冷却設備 配管・弁」は「既設, 新設」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-145～151, 222～227	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-155	添付資料1.8.4 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 水素濃度目安 : 8 vol% (ドライ) ※ (新) 水素濃度目安 : 8 vol% (ドライ) ※	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-161	脱字訂正 (下線部参照) (旧) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6100m ³) (新) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6 ₁ 100m ³) (旧) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4900m ³) (新) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4 ₉ 900m ³)	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-166, 169～172, 177	添付資料1.8.4について、附番適正化を実施	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-167	添付資料1.8.4について、以下のとおり記載の適正化を実施 (条文間の記載統一) (下線部参照) (旧) (b) 大破断LOCA時には…以下については考慮しない。 (新) (b) 大破断LOCA時には… <u>上図</u> においては以下については考慮しないこととした。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.9.0)	1.8-188	マスキング範囲の見直し ・添付資料1.8.5 数値のマスキングを削除 (下線部参照) (注水量約6,100m ³ (T.P.20.7m))	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 9. 0)	1. 8-203, 206, 209	記載表現の適正化（下線部参照） 【添付資料1. 8. 9-(1) 4. 作業の成立性】 (旧) 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。 海水取水箇所 <small>に</small> 吊り下げて設置する水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。 (新) 屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 海水取水箇所 <small>に</small> 吊り下げて設置する水中ポンプは、軽量なものであり人力で降下設置できる。 添付資料1. 8. 10-(1)及び1. 8. 11-(1)についても、上記と同様の修正を実施。	